



SDGs未来都市・志摩

一般廃棄物(ごみ)処理実施計画

【令和5年度版】



志摩市



1 趣旨

一般廃棄物(ごみ)処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、志摩市の区域内の一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに定めるものである。

2 計画期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 一般廃棄物の排出状況

(1) 志摩市全域

(単位：t)

一般廃棄物の種類	令和3年度	計	令和4年度	計	令和5年度	計
	実績値		実績値		目標値	
資源	プラスチック製容器包装	1,567	251	1,507	190	1,206
	白色トレイ・発泡スチロール		8		12	
	ペットボトル		96		83	
	缶		86		71	
	びん		229		178	
	紙類		766		582	
	衣類・布類		102		71	
	乾電池・蛍光管		20		19	
不燃ごみ(金属系)		445		391		315
不燃ごみ(ガラス・陶器類)		228		196		273
粗大ごみ		136		142		114
混合ごみ		783		482		875
可燃ごみ		14,272		15,000		12,688
集団回収		93		93		184
合計		17,524		17,811		15,655

4 処理主体

(1) 志摩市全域

一般廃棄物の種類		収集・運搬 主体	処分	
			処理主体	処理方法
資源	衣類・布類	市	市	資源化
	その他の資源		鳥羽志勢広域連合	
不燃ごみ	もやせないごみ	市	鳥羽志勢広域連合	資源化
	ガラス・陶器類		市	埋立処分
可燃ごみ（もやせるごみ）		市	鳥羽志勢広域連合	熔融処理
直接搬入ごみ ※1（粗大ごみを含む）		排出者	鳥羽志勢広域連合	熔融処理、破碎 資源化
事業系ごみ		排出者	鳥羽志勢広域連合	熔融処理、資源化

※1 粗大ごみについては、毎週水曜日・日曜日（祝日、年末年始【12月28日～1月3日】は除く）阿児清掃センター及び大王清掃センターにて受取（中継）を行い、市がやまだエコセンターへ搬入する。

5 ごみ集積所

- ・ごみ集積所の維持管理については、設置管理者である自治会が志摩市と協力して実施する。共同住宅等に設置したごみ集積所については、所有者又は管理者が行う。
- ・市民は、ごみや資源を排出するにあたり、地域のごみ集積所の設置管理者である各地区自治会と協議し、適正に排出するものとする。また、自らが利用するごみ集積所を安全に使用し、かつ清潔に保つように努力しなければならない。
- ・共同住宅等の入居者へのごみの排出方法の周知・啓発は、市及び当該共同住宅の所有者又は管理者が行う。
- ・ごみ集積所を新規で設置する場合は、概ね30世帯以上の一般住宅を構成する地域に1か所とし、集合住宅についても同様とする。

6 収集・運搬計画

(1) 志摩市全域

一般廃棄物の種類		収集頻度	収集等の方法
プラスチック製容器包装		月 2 回	集積所収集
白色トレイ・発泡スチロール		月 1 回	集積所収集
ペットボトル		月 2 回	集積所収集
缶		月 2 回	集積所収集
びん		月 1 回	集積所収集
紙類		月 2 回	集積所収集
衣類・布類		月 1 回	集積所収集
乾電池・蛍光管		月 1 回	集積所収集
不燃ごみ	もやせないごみ	月 1 回	集積所収集
	ガラス・陶器類	月 1 回	集積所収集
可燃ごみ（もやせるごみ）		週 2 回	集積所収集
粗大ごみ（指定袋に入らない大きさ）		随時	排出者が処理施設に直接搬入
粗大ごみの戸別収集		随時	戸別収集
事業系ごみ		随時	排出者が処理施設に直接搬入

※1 不燃物及び資源物は、透明又は半透明の袋に入れる。ただし、その他の紙（雑がみ）以外の紙類・発泡スチロールはひもで十文字にしぼって集積所へ出す。

※2 粗大ごみについては、毎週水曜日・日曜日（祝日、年末年始【12月29日～1月3日】は除く）に阿児清掃センター及び大王清掃センターにて受取（中継）を行い、市がやまだエコセンターへ搬入する。

新規事業として令和2年1月から自ら粗大ごみを処理することが出来ない住民の負担を軽減するため、戸別収集を実施している。

※3 阿児町・磯部町の「プラスチック製容器包装」・「ペットボトル」・「缶」の収集日を「プラスチック製容器包装」と「ペットボトル」・「缶」に分けて収集日を設けている。

※4 集積所収集とは、定められた日時に、最寄りの集積所にごみを排出することである。

※5 ペットボトルについては、より効率的に品質の高いリサイクルを推進するため、キャップをはずし、ラベルをはがして集積所に出す。

※6 びんの分別については「無色（とうめい）のガラスびん」、「色付きのガラスびん」の2種類への分別とする。

7 中間処理計画

(1) 中間処理の方法等

もやせる（可燃）ごみは、鳥羽志勢広域連合（以下、「広域連合」という。）ごみ処理施設「やまだエコセンター」において、熔融処理する。

資源は、原則やまだエコセンターにて破碎、選別、圧縮成型、梱包、貯留のうえ業者に委託し資源化するが、衣類・布類については阿児清掃センター及び大王清掃センターにて選別のうえ業者に委託し資源化する。

(2) 中間処理施設の概要

① 広域連合のごみ処理施設

施設名	やまだエコセンター（高効率ごみ発電施設）
所在地	磯部町山田 800 番地
供用開始	平成 26 年 4 月
処理方式	シャフト式ガス化熔融炉
処理能力	95 t / 日

施設名	やまだエコセンター（リサイクルセンター）
所在地	磯部町山田 800 番地
供用開始	平成 26 年 4 月
処理方式	破碎、選別、圧縮成型、梱包、貯留
処理能力	47 t / 5h

8 最終処分計画

(1) 最終処分の方法等

不燃ごみのうち、もやせないごみについてはやまだエコセンターにて処理を行う。

やまだエコセンターで処理ができないガラス・陶器類及び粗大ごみの日（水曜、日曜）に阿児清掃センターもしくは大王清掃センターに持ち込まれた一般家庭から出る少量（指定ごみ袋 4 5 0 に入る量）のコンクリート殻等については、浜島一般廃棄物最終処分場・志摩一般廃棄物最終処分場・大王一般廃棄物最終処分場にて埋立処分する。

それぞれの最終処分場は適正に維持管理し、ごみ処理事業に支障をきたさないよう努める。

①供用中の最終処分場

施設名	志摩市浜島一般廃棄物最終処分場（迫子）
所在地	浜島町迫子 752 番地
供用開始	昭和 63 年
埋立面積	10,010 m ²
埋立容積	46,500 m ³
埋立対象物	ガラス・陶器類、火災ごみ等

施設名	志摩市大王一般廃棄物最終処分場（新設区域）
所在地	大王町波切 2321 番地
供用開始	平成 18 年 3 月
埋立面積	5,580 m ²
埋立容積	33,100 m ³
埋立対象物	ガラス・陶器類、火災ごみ等

施設名	志摩市志摩一般廃棄物最終処分場
所在地	志摩町御座 1225 番地
供用開始	昭和 59 年（新設分・平成 8 年）
埋立面積	18,000 m ² （新設分・6,000 m ² ）
埋立容積	111,000 m ³ （新設分・37,000 m ³ ）
埋立対象物	ガラス・陶器類、焼却残渣、火災ごみ等

②閉鎖又は埋立の終了した処分場

施設名	志摩市大王一般廃棄物最終処分場（適正閉鎖区域）
所在地	大王町波切 2321 番地
供用終了	平成 18 年 3 月閉鎖
埋立面積	9,480 m ²
埋立容積	110,000 m ³
埋立対象物	—

施設名	志摩市浜島一般廃棄物最終処分場（汐見成）
所在地	浜島町塩屋 646 番地
供用終了	平成 11 年 3 月埋立終了
埋立面積	5,420 m ²
埋立容積	48,000 m ³
埋立対象物	—

施設名	志摩市阿児一般廃棄物最終処分場
所在地	阿児町鶴方 2637 番地 77
供用終了	平成 26 年 3 月埋立終了
埋立面積	12,700 m ²
埋立容積	82,500 m ³
埋立対象物	—

施設名	志摩市磯部一般廃棄物最終処分場
所在地	磯部町山原 675 番地 2 他
供用終了	平成 26 年 3 月埋立終了
埋立面積	15,400 m ²
埋立容積	50,900 m ³
埋立対象物	—

9 ごみの資源化・減量化計画

(1) 啓発活動

ごみの資源化・減量化をさらに促進するため、平成 25 年から開始した新たな分別区分に基づく家庭用資源物とごみの分け方・出し方の徹底を積極的に市民に向け啓発する。

啓発は、各種団体へ出向いて説明会を開催することのほか、小・中学校など市内教育機関での出前授業の実施、市役所 1 階のモニター、ケーブルテレビ、自治会への分別再確認のチラシの回覧、市ホームページ、広報誌掲載などあらゆる方法で実施していく。

令和 2 年度に啓発事業として、各世帯用として「資源とごみの分け方・出し方パンフレット」の全部改定版を発刊し、自治会等を通じ各戸配布を実施した。

(2) 生ごみ減量化対策助成金の交付

電気式家庭用生ごみ処理機を購入した、市内に在住する世帯の世帯主に対し助成する。1 世帯当りの助成対象機数は、5 年間で 1 基とし、購入金額（消費税除く）の 1/2 の額（限度額 3 万円）を予算の範囲内において交付する。

(3) リサイクル事業奨励金の交付

対象者は、リサイクル事業推進団体登録書により団体登録を行なった、営利を目的としない団体とする。

対象再生資源化物は、紙類（新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙パック、シュレッダー紙等）、布類、缶類（アルミニウム缶、スチール缶）、ビン類（一升びん・ビールびん等）、ペットボト

ル等その他資源化物とし、再生資源化物の回収量 1kg あたり 5 円、ビン類は 1 本あたり 3 円を限度に予算の範囲内において交付する。

また、広報しま等による奨励金制度の啓発を行い、市民のリサイクルへの意識を高め、リサイクル事業推進団体の増加を図り、廃棄物の発生抑制に努める。

(4) レジ袋有料化とマイバッグ持参運動の推進による家庭ごみ排出抑制

令和 2 年からレジ袋の有料化が完全実施となったことから、更なるごみの減量、地球温暖化の防止（CO₂ 削減）に向け、市民・事業者・行政が協働して、有料化の手法を用いてレジ袋の削減に向け取り組みを強化する。併せて、ノーレジ袋・マイバッグ持参運動の推進を図ることで、自らのライフスタイルを見直し、地球温暖化防止への関心、家庭ごみの排出抑制を図る。

(5) 家庭廃食油の回収事業による家庭ごみの減量

平成 20 年より市内の河川や英虞湾・的矢湾の水質保全や市民の資源循環型社会形成に向けた意識を高めることを目的として、市内事業者で、家庭から排出される廃食油を活用して、環境にやさしいバイオディーゼル燃料（BDF）にリサイクルする事業に取り組んでいる。

家庭廃食油のリサイクルを推進することにより家庭ごみの減量を図る。

(6) 事業系ごみの減量化対策

令和 3 年度実績における事業系ごみの処理量は、4,401 トンで、全処理量(17,524 トン)のうち約 25%を占めており、引き続き事業系ごみの減量化対策が課題である。

事業系ごみの減量を推進するため、多量排出事業者等に対し、一般廃棄物の減量に関する計画の作成、一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項の指示を検討する。また、平成 26 年度から開始した事業系生ごみ減量化対策助成金について、市内事業者に制度の周知を図ることで、制度の利用を促進するとともに廃棄物の発生抑制を図る。

(7) 不法投棄の対策

道路や空き地等への廃棄物の不法投棄行為が依然として後を絶たない。

不法投棄防止を目的として公共用地及び各自治会からの要望により、不法投棄の現場へ看板の設置を行なっている。さらに、市民に向けて広報誌や市のホームページを活用して周知徹底を実施していく。今後は、ドローンを活用した不法投棄の監視強化も実施していく。

また、平成 28 年度に制定した要綱に基づき監視カメラの設置を行ない、発生を抑止するための対策を講じている。

悪質な不法投棄には県の廃棄物担当部局及び三重県警察と連携し、解決に向けた対策を図っていく。

(8) ボランティアごみの処理について

ボランティアごみの処理については、事前に一般廃棄物処理手数料減額・免除申請書、ボランティア清掃作業実施届出書を提出していただくことで、持ち込み手数料の免除を実施している。

搬入方法については、市の分別方法を厳守し、事前に調整をして阿児清掃センター又は大王一般廃棄物最終処分場へ持ち込んでもらっている。搬入量及び品目によっては、協議により、浜島一般廃棄物最終処分場への持ち込みも可とする。

(9) 天災・火災により発生した一般廃棄物の搬入について

風水害、地震等の天災又は火災により罹災した際に発生した一般廃棄物を、やまだエコセンター及び志摩市の最終処分場(浜島・志摩)に持ち込みを行なう場合は、事前に申請を行ない、広域連合及び志摩市の承認を受けることでごみ処理手数料の減免を実施している。

引取れるものと引取れないものがあるため、被災者においては事前に、環境・ごみ対策課及び広域連合環境課（やまだエコセンター）との協議が必要となる。

(10) 脱プラスチックへの取り組みについて

国際的に海洋プラスチック問題が深刻化し、生態系を含めた海洋環境及び沿岸域居住環境への影響が懸念されている。

また、観光業や漁業への影響もあることから、志摩市においては令和元年に伊勢志摩国立公園の魅力向上事業として「プラスチックスマートキャンペーン」に登録を実施した。

今後についても国や県の関係部局と連携し、市民向けに啓発活動を実施していくほか、事業者へプラスチックごみ発生抑制の周知を徹底していく。

(11) 海岸漂着物の回収について

志摩市は海岸漂着物対策を推進する最重点区域の指定になっていることから、三重県海岸漂着物等対策事業補助金を活用し、海岸漂着物の回収を行い海岸環境の向上を図る。

(12) 小型家電リサイクルの取り組みについて

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第 5 条に基づき、地方公共団体の責務として使用済み小型電子機器等の再資源化を促進し、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。

(13) 使用済羽毛ふとんのリサイクル回収について

不要になった羽毛ふとんを無料で回収し、ごみ減量化と資源の有効活用を図る。

10 ふれあい収集の取り組みについて

ごみ出しに困窮しているお体が不自由な方の家庭ごみの排出について、負担が少しでも軽減できるよう戸別に対応したごみ収集の実行に向け福祉部署と連携し、令和2年12月1日からふれあい収集に取り組んでいる。

排出時間に融通を持たせた集積所（ふれあい集積所）を浜島支所・大王支所・志摩支所・旧阿児支所・磯部農就センター・阿児清掃センターに設置している。

収集日時（可燃）は火曜日と金曜日の15時以降とし、可燃ごみ以外については、随時収集を実施している。なお、祝日の収集は実施しない。

今後も、介護施設やケアマネージャーと連携し、ごみ出しに不便を感じることはないSDGsの目標項目11番（住み続けられるまちづくり）を目指し取り組みを推進していく。

11 脱炭素化対策の取り組みについて

市では、2050年までに温室効果ガス実質排出量ゼロを目指して「ゼロカーボンシティしま」を表明し、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進している。

その取り組みの一環として、令和3年4月よりマイボトル等で利用できる給水機の設置を行っており、現在、市の公共施設22か所と民間施設4か所に設置している。

マイボトル等で給水できる環境を整備することにより、ペットボトル等のプラスチック製品の使用抑制を図り、プラスチックごみによる海洋汚染の防止のほか、ごみ減量、地球温暖化対策や生物多様性の保全等につなげていく。

今後についても関係部局と連携し、「プラスチックごみゼロ」を目指す取り組みを図る。

12 食品ロス削減の取り組みについて

地域のお店（協力店）と住民（ユーザー）とを食品ロス削減をテーマにつなげる事で、食品廃棄物の削減や地域活性化・食育の推進を図る。また、ごみの減量化やごみ処理時に発生する温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、店舗の収益確保やPRなどにつながることを期待する。

環境運動への参加を促し、事業者と消費者がともに食品ロス削減に取り組むことで、食品を無駄なく消費する意識を高め、市全体でSDGsを推進する。